



凡例

津波防災地域づくりに関する法律

津波災害警戒区域
津波浸水想定区域

ケース1 南海トラフの巨大地震
(地震規模 Mw9.1) 千年一万年で1回程度発生するほどの地震
津波による浸水域(浸水深分布)

10.0m以上
5.0m以上~10.0m未満
3.0m以上~5.0m未満
2.0m以上~3.0m未満
1.0m以上~2.0m未満
1.0m未満

ケース2 東海・東南海・南海3連動地震
(地震規模 Mw8.7) 100年程度で発生する地震
津波による浸水域

指定避難施設
高さ(T.P. m)
基準水位(m)
津波一時避難場所
高さ(T.P. m)
避難経路(主経路)
避難経路(副経路)

津波避難場所安全レベルの考え方

安全レベル1 (☆☆☆)
安全レベル2 (☆☆)
安全レベル3 (☆)

指定避難施設
●指定避難施設とは、浸水、倒壊など被害を受けた場合又は損傷を受けたおそれのある方を一時的に収容し保護する施設のことです。
●指定避難施設は、津波発生し、避難に時間的余裕がない場合や、逃げ遅れにより津波浸水想定区域の外側へ避難できない場合に、緊急的に避難する施設のことをいいます。

津波一時避難場所
津波の危険から生命の安全を確保するため、地震発生直後から津波が到着するまでの間(津波警報が解除されるまでの間)一時的に避難する場所のことをいいます。

避難経路(主経路、副経路)
避難経路(主経路)とは、避難移動の原主に避難経路として利用される道路のことです。すなわち、避難経路の主要となる道路です。
避難経路(副経路)とは、主経路に並行する道路や、やや偏斜した生活道路のことをいいます。

